

第16回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年6月9日(金) 午後1時00分から午後3時30分

2. 開催場所 交流プラザ志摩館 別館2階大会議室

3. 出席委員 (19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	井上孝治
副会長	3番	丸山文子
委員	4番	田中正一
	5番	原田正成
	6番	藤嶋政秀
	7番	松尾幸子
	8番	古家春利
	9番	加茂和義
	10番	古家貴喜
	11番	中原誠也
	12番	宗孝幸
	13番	奥功
	14番	山北敬子
	15番	三坂勝弥
	16番	濱地則夫
	17番	宗敏郎
	18番	東司時隆
	19番	荻原昌之

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

議事

議案第140号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第141号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第142号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第143号 農地改良届出について

議案第144号 糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

議案第145号 糸島市農用地利用集積計画の審議について (利用権設定)

議案第146号 糸島市農用地利用集積計画の審議について (所有権移転)

6. その他

- 1) 糸島市地域計画検討会委員の選出について
- 2) 非農地調査の結果について（報告）
- 3) 農地対策委員会（A班）報告について
- 4) 農政対策委員会報告について
- 5) 農業経営改善計画の認定について（5月分）
- 6) 今後の予定について

7. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長	田 中 敏 彦
農 地 活 用 係 長	古 川 康 浩
主 幹	田 原 章 弘
主 事	沖 香 菜 子
主 事	鬼 塚 俊 次

事務局 それでは、井上職務代理人による開会挨拶と総会成立宣言をお願いいたします。

職務代理人 改めまして、こんにちは。今年の梅雨は去年と比べて、去年は全然雨が降らなくて、田植え替えの仕事はいかがしようと思いましたが、今年は梅雨に入った途端雨が多くて、私も来る途中、麦の後が片づいてないところも大分目につきまして、皆さんも大変苦勞されてるのではないかと思います。

それでは、ただいまより第16回糸島市農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席は全員の委員が出席しています。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立していることを宣言いたします。

それでは、農業委員会憲章を読み上げますので、皆さん御起立をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

事務局 続きまして、内野会長の議長挨拶をお願いします。引き続き、議事録署名人の指名をお願いします。

議長 皆様、改めまして、こんにちは。田植えの忙しいときに、田植え踏まえて忙しいときに出席していただきありがとうございます。

まずは、私ごとではありますが、コロナに遭って、10日間の入院ということで、ちょうど種まき等々が入っております、たくさんの皆さんに来ていただきまして、本当にありがとうございました。

また、苗も順調に進んで今、青々としていて田植えを待っているといった状態です。本当にありがとうございました。

さて、今日は結構な案件があります。また、3条も12件ということで、結構3条が多いなと思っております。また、今日は4時から推進会議ということで、議案は多いですけれども、4時前には終わらせたいと思いますので、皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事録署名人の指名をいたします。松尾幸子委員と濱地則夫委員を指名いたします。

それでは、議事に入ります。事務局。

事務局 議案書の3ページをお願いします。

議案第140号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いします。

議 長 それでは、3条の許可申請ということで、まず、番号1番を宗敏郎委員、お願いします。

農業委員 番号1。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 それでは、2番を山北委員、お願いします。

農業委員 2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 それでは、受付番号3番を古家委員、お願いします。

農業委員 受付番号3番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農業委員 兄弟による贈与です。

議 長 それでは、受付番号4番を井上孝治委員、お願いします。

農業委員 受付番号4番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 それでは、受付番号5番を東司委員、お願いします。

農業委員 受付番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続けて6番もお願いします。

農業委員 受付番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 それでは、7番を宗孝幸委員、お願いします。

農業委員 受付番号7番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きまして、受付8番を荻原委員、お願いします。

農業委員 受付番号8番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きまして、受付9番を松尾委員、お願いします。

農業委員 受付番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農業委員 この土地は、竹が入って非農地化してる上に崩れかかった鶏舎の撤去に100万ぐらいかかるとのことで、それを差し引いて売買価格は100万です。

以上です。よろしくお願いします。

議 長 続きまして、受付番号10番を濱地委員、お願いします。

農業委員 受付番号10番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

議 長 続きまして、受付番号11番を荻原委員、お願いします。

農業委員 受付番号11番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農業委員 あっせん売買で、反当100万です。

議 長 最後です。12番を中原委員、お願いします。

農業委員

受付番号12番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

農業委員

あっせん売買で総額400万です。
以上です。

議 長

事務局。

事務局

3条申請の審査項目の報告をさせていただきます。2ページをお願いします。

6つの審査項目を判断材料として審査していただくこととなりますが、この6つの審査項目のうち、1つでも「はい」に該当する場合は原則として許可できないということになっております。

今回の案件につきましては、全て「いいえ」に該当していますので、書類上の判断では全ての審査、申請について許可相当であると判断をしております。

この中で3番の案件につきましては、譲受人に貸付地があるというところでお尋ねしましたところ、面積が広い農地の部分につきましては、大規模農家への農地集積に協力をするというので貸付けをされているということで、そんなに大きな面積ではない農地については御自身でされるということも確認をしております。

以上です。

議 長

それと事務局、この中にさ、ほら、新規就農というか、小さい面積のところは面接はしないということで、今回はしとる方は…。どこの、どこを、ここに分かるように、ちょっと新規とか何かこう書いてもろうたほうが分かりやすいかなとは思いますが。

事務局

今回の3条申請の中については新規の方はいらっしゃらなかったというところで、面談対象はなしと、取扱いをしております。

議 長

分かりました。

それでは、ただいま報告がありました3条申請につきまして、質問、意見がありましたらお受けいたします。井上職務代理。

職務代理者

2番井上です。受付番号6番についてお伺いしますが、譲受人がさくらファームということで法人なんです、これで贈与ということになってお

りますが、何かいきさつが分かったらお願いします。

議 長 そういう、その利用というか、あれがあったらという。

農業委員 まあ若干聞いておりますのが、この譲渡人のほうがもう、耕作したり何かする、もう力がないということで、もうこのさくらファームさんに贈与という話を聞いております。

職務代理者 親戚関係じゃないわけね。

農業委員 はい。

議 長 あげますという贈与ということですよ。

農業委員 はい。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。丸山委員。

副会長 3番、丸山です。その件含めまして、2番と3番ですね。贈与になってますけど、そこら辺の関係が分かりましたらお願いします。

議 長 それでは2番と3番。それでは、山北委員からお願いします。

農業委員 2番の案件ですけど、 からの贈与になってますけど、現況がですね、もう山林化してるというか、割とその作ってないような感じなんですと、それでこの が、譲受人のほうが近くを以前申請されて、やっぱり3条申請ですかね、それで親戚贈与があったんですけど、その近辺なので、もうこの も贈与という形で、作ってもらっただけでいいっていうか、そういう形で贈与されたと聞いています。

議 長 うん。贈与であの作っていますっていうことで分かっています。
それでは、3番、古家委員、分かったらお願いします。

農業委員 譲渡人のほうが、多分、相続でこの土地をもらってあって、で、嫁がれて、千葉に行かれて、定年後に帰ってきてこっちで暮らす予定にしてあったんですが、その予定がなくなったものだから、弟さんに贈与という形で譲るという話を聞いてます。

議 長 それでいいですね。ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。

なかったら、ちょっと私のほうから。株式会社多久の分で一般売買されてありますよね。これ何であれできなかつたのか、その理由が分かれば。

農業委員 8番の分につきましては、この物件が農振農用地外というふうになつたので、除外地になつてましたので、一般売買でということになります。

議長 9番もですかね。

農業委員 この土地は、前も多久さんがずっと今、オリーブを植えてある農地があるんですが、大きな。そこの■■■■のところまで買えれば、道から道、一角全部多久の土地になつて作りやすいからということで、まとめるということ。

議長 土地が、税金が安くなるやつがああ何かいな、機構、機構で何でこう、買うがよかつたのになと思つて。

農業委員 いや、私もその、荒れたところと、もうえらい竹山になつて、手がかかるところを何で買うんですかかって聞いたら、もうそこ一角買えば、道を作る、よその人が入つて通れない、通らなくなるので、自分とこだけで全部まとめてされるのでまとめたいけんって言つてました。

議長 分かりました。宗委員。

農業委員 12番、宗です。8番と9番の株式会社多久さんってブルーベリーか何かしてあるんですかね。

農業委員 オリーブ。

農業委員 ああ、オリーブでとかやつてるの。何か作付してあるけど何か、吉田らへん通り道しか見たことないとぼつてん、結構枯れてですね、何か管理とか何かしてあるのかなと思つてですね。

農業委員 吉田のほうはしっかり経営してあります。

農業委員 吉田のカーブのところ。カーブ。

農業委員 カーブ。

農業委員 ああ、酢の工場の近く。

農業委員 酒屋の方面やろ。酒屋の奥のほうや。

農業委員 そうそうそう。

農業委員 あれは会社の近くなの。

農業委員 もうあの、客土してあの草がえらい。

議長 ちょうどあれ何やったかいな。オリーブ、オリーブか……。

農業委員 オリーブ。

議長 オリーブか、何かかいな、あら。

農業委員 オリーブ。

議長 うん。いや、こう行ったときにですね、これがあの、株式会社多久の分を見に行ったら、もう今、きれいにこう草切ってますね。

農業委員 ああ、そうですか。

議長 あれしてあります。そして、ちょうどその、そういう具合に、倉庫のところはちょうど今、そのとき切りござったです。

農業委員 ああ、いや、何もしよっされんけん、俺、オリーブやったかいな、何やったかいなと思ってですね。

議長 うん。いや、全然こう、こっち側、上からやっとなと思いつつも、こう、そこいらもずっと草を切ってあれしてありました。

農業委員 いや、倉庫を建てて、何か工場にするけん言うてから転用届、出たとかで、工場っちゅう感じじゃないし、大体、何なさるかいないうて思うて。

農業委員 オリーブが油を絞るとこの倉庫。で、その植えてあつて枯れてるところは何か排水が悪くて、じるかったから枯れやすいつて言った。

農業委員 ああ、オリーブですか、それ。

農業委員	うん。だけん、ちゃんと客土して、高くなってるところはいいけども、やっぱり土地によって水はけのいいところ、悪いところ。
議 長	ちょっと手を挙げて。 じゃあそれでいいですかね。
農業委員	はい。
議 長	ほかに何か質問、意見ありましたらお願いします。 (質問、意見なし)
議 長	それでは、採決に移ります。 3条申請について許可相当と思われる方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	全員です。
議 長	それでは、次の議事に入ります。事務局。
事務局	議案書の10ページをお願いいたします。 議案第141号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いいたします。
議 長	それでは、第2調査部会のほうで現地調査行っております。報告をお願いします。
調査部会長	では、第2調査部会が調査しておりますので報告いたします。 議案書の10ページをお願いします。 番号1。 【議案書に基づき読み上げて報告】
調査部会長	それでは、議案書の11ページの地図を参照ください。 農地区分は、農用区域内農地ですが、農地改良のための一時的な転用工事であり、不許可の例外に該当するため問題ありません。

調査部会としましては、関係各課から支障となるような意見も出てませんし、農地転用の審査基準に照らし合わせた結果、許可相当であると判断をしております。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査部会長 別紙の現地調査資料の3ページと4ページをお願いいたします。申請地は議案書の16ページの地図を参照ください。

農地区分は、農用地区域内農地ですが、農地改良のための一時的な転用工事であり、不許可の例外に該当するため問題ありません。

調査部会としましては、関係各課から支障となるような意見も出てませんし、農地転用の審査基準に照らし合わせた結果、許可相当であると判断をしております。

以上、報告終わります。

議長 事務局。

事務局 今回の提案報告の後で大変申し訳ないんですが、10ページの議案の1番の案件の農振区分なんですが、こちら除外地になっておりますが、農振農用地になります。すみません。

それからですね、2番の泊の字名ですけども、コイタケになってますが、コイケタですね、すみません。修正2か所お願いいたします。

続いて、農地法の第4条第1項の規定による許可申請につきましては、まあ審査基準になりますけれども、一般基準と立地基準により許可の可否を審議していただくこととなります。

まず、8ページの一般基準についてですが、ちょうど8ページの上2つですね、これらの項目については全て適当、該当なしとなっておりますので、問題はないと考えております。

次に、立地基準ですが、調査部会長からの報告にもありましたように、1番、2番共に農用地区域内の農地に該当しますが、転用目的が一時転用、いわゆる農地改良に伴う転用行為になりますので、問題はないというふうに判断しております。

以上です。

議長 ただいま、4条申請につきまして説明がありました。
何か質問、意見ありましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、審査表言われましたので、採決に入りますけれども、ちょっと1番がですね、1メートル60ほど上がるということになっておりますけれども、道がですね、道からしたら、道がちょっと高いので、それから下がちょっと1メートルはないということで判断しています。道から1メートル以上になったら、その理由書といいますか、それをつけていただくというふうにはしておりますけれども、ちょっと道が高いので、その分1メートルにはならないということで、あれは要らないというふうに判断しております。

それでは、採決に入ります。

1番、2番合わせて許可相当と思われる方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員です。

議 長

それでは、次の議案に入ります。事務局。

事務局

議案書の22ページをお願いいたします。

議案第142号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」御審議をお願いします。

議 長

5条につきましても、第2調査部会の東司委員のほうから説明をお願いいたします。

調査部会長

番号1番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査部会長

別紙の説明資料の6ページと7ページをお願いいたします。申請地は、議案書の18ページの地図を参照ください。

農地区分は大入駅から300メートル以内の場所となりますので、第3種農地です。調査部会としましては、申請者の自宅の隣接地であり、周辺農地への影響は少ないと思われるため、許可相当であると判断をしております。

続きまして、番号2番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査部会長 別紙の調査資料の 8 ページと 9 ページをお願いいたします。申請地は、議案書の 36 ページの地図を参照ください。

農地区分は用途地域内の土地ですので、第 3 種農地です。調査部会としましては、用途地域内の農地、自己用住宅の建設であるため、許可相当であると判断しております。

続きまして、番号 3 番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査部会長 別紙の調査資料の 10 ページと 11 ページをお願いいたします。申請地は、議案書の 38 ページの地図を参照ください。

農地区分は農地の広がり方が 10 ヘクタール未満であるため、その他農地、第 2 種農地に相当します。調査部会としましては、雨水の排水について、表面処理の状況にもよりますが、土砂が道路に流れ込む可能性があるため、防止措置を講じることとしています。その対応次第では、許可相当と判断をしております。

議 長 事務局。

事務局 ただいま報告がありました雨水の処理の関係につきましては、敷地内からの水路へ現地調査の際に直接土砂とかが流出するのではないかというふうな話がありましたので、申請者の代理人のほうに連絡をしまして、今回つけさせていただいてる土地利用計画図については、変更後のものをつけておりますが、敷地内に集水樹・溜樹を設置してもらって、そこから塩ビパイプで放流をするというふうな形で、万が一、その土砂の流出が水路にあった場合は、撤去するようというところで伝えております。

以上です。

議 長 それでは、続けて 4 番から報告をお願いします。

調査部会長 番号 4 番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査部会長 別紙の資料説明書の 12 ページと 13 ページをお願いいたします。申請地は、議案書の 24 ページの地図を参照ください。

農地区分は農地の広がり方が 10 ヘクタール以上となるため、第 1 種農地

となります。調査部会としましては、転用目的が宅地分譲となっており、集落接続による不許可の例外に該当するため、許可相当であると判断をしております。

続きまして、番号5番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査部会長

それでは、14ページと15ページをお願いいたします。申請地は、議案書の50ページの地図を参照ください。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満であるため、その他農地、第2種農地に相当します。調査部会としましては、申請地以外に代替地がなく周辺農地への支障もないため、許可相当であると判断をしております。

続きまして、番号6番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査部会長

調査説明資料の16ページと17ページをお願いします。議案書の56ページの地図を参照ください。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満であるため、その他農地、第2種農地に相当となります。調査部会としましては、申請地以外に代替地がなく周辺農地への支障もないため、許可相当であると判断をしております。

続きまして、番号7番と8番が関連がありますので、一括してやることとさせていただきます。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査部会長

それでは、議案書の60ページと66ページの地図を参照ください。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール以上であるため、第1種農地となります。調査部会としましては、申請地周辺に居住する者が営む会社の事務所や倉庫、その会社の従業員のための寄宿舍の建築であり、集落接続による不許可の例外に該当するため、許可相当と判断をしております。

続きまして、番号9番。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査部会長

別紙調査資料、22ページと23ページをお願いします。申請地は、議案書の72ページの地図を参照ください。

農地区分は農地の広がり10ヘクタール未満であるため、その他農地、第2種農地に相当となります。調査部会としましては、親子で住宅2棟の建築であり、周辺農地への支障もないことと思われるため、許可相当と判断をしております。

続きまして、番号10番から15番までは同じ区域内となりますので、一括提案の報告とさせていただきます。

【議案書に基づき読み上げて報告】

調査部会長 あとは事務局のほうから、ありましたら。

議 長 事務局。

事務局 今、御提案いただきました10番から15番の案件につきましては、今現在、泊地区で行われております泊土地区画整理事業の区域内の申請となっております。

この区域内の案件につきましては、令和3年の12月15日付で当該土地区画整理組合を事業者として、農地法の4条の許可をもう既に取得をされておりまして、それに伴っての宅地造成工事がもうほぼほぼ現地のほうは整っているという状況になっております。

この今回の申請につきましては、所有者のほうからハウスメーカーへの所有権移転をするに当たりまして、農地法5条の許可書ってというのが必要になってくるということで、まあこの許可を受けたから現地がまた今の現状から変わるということはないんですけど、組合のほうが法務局のほうとかとも協議を行われまして、今回の申請というのは所有権移転をするための便宜上の申請というふうなことでなっております。

この後、今回が所有者のほうからハウスメーカーへの所有権移転の許可申請ということになるんですけども、この後にまたハウスメーカーから実際に住宅を建てられる、いわゆるエンドユーザーさんのほうに所有権移転をするに当たっては、もう1回同じような申請が上がってきます。

実際もう土地がどう動くあれではないんですが、あくまで所有権移転をするために今回の農地法の、まだ農地としてずっと残ってるんですね、で、現地の地番っていうのが今、仮地番がついてる状況なので、まだ換地地番というのが見つからない状態では地目の変更も所有権の移転も何もできないということだそうなので、便宜上の申請ということで許可申請をされてあるということになっております。

以上です。

併せて、もう審査表よろしいですかね。

議 長 その前にさ、事務局と調査部会長にあれするとぼってんが、7番と8番を一緒に言ったけれども、この説明で言ったらこの7番だけしか言ってなくて、貸し駐車場の分は今日、さっきは言ってないっちゃんな。
 ちょっと事務局のほうからここで説明し。

事務局 ああ、内容のっていうことですかね。

議 長 うん。内容がね、ここで一括して。いや、一括は一括でいいんだけども、これから言ったら寄宿舍とかそんなのばかりで、その貸し資材置き場ってところの説明が全然抜けとっていうこと。事務局。

事務局 失礼しました。8番の所在地から読み上げたほうがよろしいですか。

議 長 いや。

事務局 説明だけでよろしいですか。

議 長 説明だけでいい。

事務局 8番の案件につきましては、まあ実際に譲渡人の■■■■から譲受人の■■■■のほうに所有権の移転になるわけですけども、実際、この■■■■が譲り受けて、御自身が経営されてある会社、7番の真和技研の代表取締役もされてあります■■■■のほう譲り受けて、まあもうほぼほぼ一体的な事業にはなるんですけども、その部分を取得して会社へ資材置き場として、貸しつけるというふうなことでの申請になっております。
 以上です。

議 長 それでは、審査表の説明を続けてお願いいたします。

事務局 それでは、審査表の説明をさせていただきます。
 農地法の第5条第1項の規定により、許可申請につきましては、まあ4条と同様ですが、一般基準と立地基準により許可の可否を審議していただくこととなります。
 議案書の8ページと9ページになりますが、審査表を載せております。一般基準につきましては、各項目適当、該当なしとなっており、問題はないと判断しております。
 次に、立地基準につきましては、議案書のほうにも記載しておりますし、調査部会報告にもございましたので、割愛させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長

ただいま、5条申請につきまして説明がありました。
何か質問、意見ありましたらお願いします。奥委員。

農業委員

13番、奥です。資材置き場ですね、何を置くかをちょっと説明があればよろしくをお願いします。

農業委員

何番。

農業委員

資材置き場ですが。

農業委員

何番ですか。

議 長

8番。

農業委員

ずっとです。

農業委員

ずっと。

農業委員

ずっと資材置き場って書いてあるところ。

農業委員

全部。

農業委員

はい。真砂土も資材ってなるとし、ちょっといろんなものあるんで。
何を置くのかっていうところが分かれば、ちょっと今欲しいです。

議 長

事務局。

事務局

資材置き場の件についてということなので、まず1番の二丈福井の件ですけれども、議案書の31ページの土地利用計画図を見ていただきたいんですが、資材としては足場材、それから、あとはもう駐車スペースとかになっているので、もうメインとしては、資材としてはもう足場材を置かれるということに1番はなっております。

それから、6番の玄海マリーナ株式会社につきましては、船舶ですね、小型の船を置かれるということになっております。

それから、8番の志摩馬場の件ですけれども、議案書で言いますと69ページの土地利用計画図を御覧いただきたいんですが、まあ重機関係と、あとはトラックですかね。重機とトラックと、あとはユンボ等のまあ旋回ス

ペースといたしますか、そういったところでのスペースで転用申請になっております。

以上です。

事務局 ほかに関何カ質問、意見ありましたらお願いします。三坂委員。

農業委員 15番、三坂です。あの、資料の問題で、事務局に言うのですが、現地調査説明資料のページ数を記入していただきたい。でないと、あの、私、後から振り返ったときに開きようがないですね。今までこれやってあったと思うね。

議長 ああ、ああ。現地調査のね。

農業委員 よろしくをお願いします。

議長 今後からよろしくをお願いします。

事務局 分かりました。

議長 ほかに関何カ質問、意見ありましたら。

10番から15番の泊の件につきましては、今から何回も出てきますので、まあよろしくお願いいたします。

ほかに関何カ質問、意見ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 なかったら、採決に入ります。

5条につきまして許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員挙手です。

今から15分間、休憩に入ります。

(休憩)

議 長

会議を進めていきたいと思います。事務局。

事務局

議案書の111ページをお願いいたします。

議案第143号「農地改良届出について」。この案件につきましては、ちょっと事務局のほうからもう報告という形でさせていただきます。

まず、議案を読み上げさせていただきます。

【議案書に基づき読み上げて報告】

事務局

造成高につきましては、そちらのほう10センチと書いておるんですけども、まあ10センチか20センチの間で盛土をされるということになっております。作付は果樹の柿ですね。

この件につきましては、別冊の現地調査説明資料の36ページと37ページをお願いします。申請地につきましては、議案書の112ページの位置図を御参照ください。

この件につきましては、届出書の提出がありまして、急遽、届出者のほうから、御相談があつて梅雨に入る前に工事を何とか終わらせたいとの要請がありまして、今までは総会の中で審議いただいて、届出を受理するというふうな形でしておりましたが、そういうふうな急遽なお話ということですので、まあ今までが三役協議という形で出てた分というのは、三役で現地のほう見させていただいて、取りまとめを行って、受理相当であるというところで処理をかけてた経過もあるんですが、まあそういった部分があり外部に浸透してしまつて、あつちはよくてこつちは駄目だとか、いろいろそういう問題が発生するおそれがありますので、取りあえず、調査部会の方まで待つてくださうというふうな話をさせていただきますして、調査部会で現地調査、それから審議をして、今回、受理相当として取扱いをさせていただきますしてあります。

その中で、審議を行う中で、図面がちょっと現地の状況と合わない部分がありましたので、差し替えをしていただいております。一応、今回は審議という形ではなくて、もう受理しましたということの報告ということでさせていただきますしてあります。

監督委員につきましては、井上職務代理のほうにお願いしてというふうに取りまとめをしてあります。

以上です。

議 長

ただいま、事務局のほうから説明、報告がありました。

本来ならば、この急な農地改良というのは三役でしておつたんですけども、まあ今言いましたようにあまりこれが浸透すると、もうすぐ間に合わないから、すぐにちょっと現地を確認して審議してくれというふうな格

好にもなりますので、今回は調査部会のほうで調査をして、そこまでちょっと待ってくれというふうなことで待っていただいて、調査部会で判断をしております。

まあ本来ならば、本来ならばいいと思いますか、本来ならもう大体総会で審議する部分であります。あまりにもちょっとこの頃何件もこういった総会前にもう土がもうのうなるごとあるけん、早くしたいけんというようなことで、こういうふうな申請がなされますので、まあなるべくその、そういったことがないように総会の場で審議するというのが本来ですので、まあ近所なりですね、おられたらそういうふうなことで、まあ総会まで待ってくれというふうなことを言っていただきたいなというふうに思っております。よろしく願いいたします。

議 長 それでは、次の議案に入ります。事務局。

事務局 議案書はですね、115ページをお願いします。
議案第144号「糸島市農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」御審議をお願いいたします。

議 長 それでは、振興課のほうより説明をお願いします。

農業振興課 農業振興課の末吉と申します。本日はよろしくお願いします。
申請者は芥屋でイチゴの生産をされてあります。今後は老朽化したハウスの更新及び増設により収量を上げていかれます。また、単価の高い品種にすることで、販売額を増やしていくこととされております。現在、申請者とその息子、息子の妻の3人で従事されてありますが、今後は息子の従事時間を増やし、効率を上げ、さらなる収量の増加を図られることとされております。
こういったことから、改善の計画となっておられるため、農業委員会において審査をよろしくお願いします。

議 長 ただいま、振興課のほうより説明がありました。何か質問、意見ありましたらよろしくお願いします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、採決に移ります。
ただいま、説明がありました経営改善計画の認定ということで、承認されます方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員です。

議 長 それでは、次の議案に移ります。事務局。

事務局 議案書の120ページをお願いいたします。
議案145号「糸島市農用地利用集積計画の審議について（利用権設定）」になります。引き続き提案させていただいていいですか。

議 長 はい。

農地政策課 それでは、議案145号「糸島市農用地利用集積計画の審議について」御説明いたします。

お送りしておりました別冊の資料と議案書の121ページの表を御覧ください。

今回提案いたします農用地利用集積計画です。筆別で申し上げますと、今回の利用権設定面積は合計で96.7ヘクタール、517筆となります。各個別の設定内容につきましては、別冊資料の1ページ以降、借り手の住所順に記載をしております。

今回の計画が決定された場合、議案書の121ページ下段枠内に記載しておりますとおり、農林水産省耕地面積統計による市内の耕地面積における認定農業者の耕作率は56.7%となります。また、2020農林業センサスの経営耕地面積、認定農業者が実際に経営している耕地面積については、認定農業者の耕作率は72.2%となります。

以上、農用地利用集積計画につきまして、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律第5条第1項に基づき、農業委員会の決定を求めます。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 今、提案されましたこの議案の中に新規就農者がいらっしゃいますので、調査部会で面談していますので、報告をお願いいたします。

調査部会長 それでは、報告いたします。

今回4名の方がおられましたけども、2名の方がその日に出席できないということで、計2名の方の面談を行っております。

1人の[]さん、ちょっと資料のほうはないと思いますので、口頭で申し上げます。陶芸をしながら農業をやりたいと以前から思っていたそうです。農業の技術については、JAの指導員や、近所の方から習いながら身につけてこられたそうで、今年で3年目になるそうです。水稲と、水がなくてもできる陸稲、水稲を作付けるような準備中で、販売は全て、自家用で消費ということでした。

調査部会としましては、農業以外の利用箇所、ちょっと資材等もあったため指導を行っております。

空いたところにはジャガイモとか野菜の作付も見られました。

もう1名は、[]さんです。コロナを契機として、食について考えるようになり、学校給食や食育に携わっていきたくて考えるようになられたそうで、5年ほど前から二丈深江に住まれ、申請地近所に住宅を建て、青ネギの作付をしたいということでした。

草刈り作業から始めているが、もう山の近所でイノシシの被害があり、対策も必要なのでなかなか進まないと話してありました。

調査部会としては、現地は石ばかりで、ハウスでのネギ栽培は難しいのではないかと話をしました。営農計画書を見直してもらい、再提出をしてもらうようにも話しております。農業はきついですけど、頑張ってくださいと伝えております。

以上です。

議長

以上、報告がありました。今、この[]については、地元の担当である濱地委員に相談しながらイノシシ対策等々聞いてくださいというふうに言っておりますので、この人よろしく願いいたします。

ただいま、説明がありました農地利用集積計画について、質問、意見ありましたらお願いいたします。中原委員。

農業委員

11番、中原ですけれども、今の新規就農の件ですが、今の経営計画、経営面積がゼロというお宅は、新規就農というところでよろしいかと思うんですけども、結構な人数いらっしゃいます。十何名って現役でいらっしゃいますけども。その方たちは、どっちかって言うと、面談をするとかじゃなくて、もう書類等も全く問題ないというふうなことだったのかというのをお聞きしたいと思います。

議長

事務局。これは全部が全部面談しとうわけでもないし、その家庭菜園等々の程度で営農をされるというような格好もありますので、まあそういったところはちょっと免除といいますか、もう書類審査だけで終わらせているというような状態です。状況です。事務局。

事務局

この利用集積計画の一覧の中で、経営面積がゼロになってある方につきましては、まあ全く新規の方っていうもの中にはいらっしゃいますが、ちょうど今回6月で契約が切れて、今まで全部借地だったというところ一旦戻ってしまってるのでゼロになってるっていう方も中にはいらっしゃいます。

なので、まあちょっと具体的に、この方、この方というのは、ちょっと個別には調べてはないんですが。実際、今回面談予定としてた方というのはちょうど別冊の2ページの6番の[REDACTED]、それから、38ページの306番、[REDACTED]、それから、42ページの401番の[REDACTED]、それから46ページの419番の株式会社遊食ふぁーむを一応対象としておったんですが、先ほど調査部会長の報告にもありましたように、[REDACTED]と[REDACTED]のみの面談となっております。

調査部会の中でも話をしてたんですが、面談できなかった、対象にしてたけどもできなかったお二人、[REDACTED]と株式会社遊食ふぁーむにつきましては、今月の農地対策委員会、まあいずれにしてもその就農した方の就農状況の確認等も農地対策委員会で行っておりますので、そちらのほうで現地の確認をして、面談を行っていかうというふうなことで考えております。

以上です。

議長

よろしいですか。中原委員。

農業委員

11番、中原です。48ページのですね、508番株式会社優・建さん、それに次のページのですね、510番から下にずっと株式会社ゴールデンウルヴス福岡。ここ、特にその、ゴールデン何とかさんのほうは、かなりの面積になるんですけども、2年としての契約ということでやっつけられるということでしょうか。

また、大野城の川久保、本社というふうになってるわけで、住所がですね、大野城ですけども、そっちのほうから来て営農されるということでしょうか。

議長

事務局。

事務局

今、中原委員が言われますように、508番と509番の借り人は法人になるんですが、こちらはですね、まあ一応、新規は新規だったんですよ。ただ、その話を聞いてみますと、実際、この法人でメインでやられる方っていうのがもともと普及指導センターの普及員さんということで、まあ果樹とかを専門にされたあった方のように、今回、退職をされて、もうそのまま果樹で就農をしたいというふうなことをお伺いしてましたので、

事務局の判断であれなんですが、ちょっともうわざわざもう話を聞かんでもいいかなということでの判断をさせていただいた法人にはなります。

49ページのゴールデンウルヴスにつきましては、2年契約ということですとあるんですが、今回、以前もこちら借りられてあって、更新という形になっております。

以上です。

議 長 よろしいですか。

農業委員 分かりました。

議 長 ほかに何か質問、意見ありましたら。田中委員。

農業委員 4番の田中です。賃借料についてお尋ねします。45ページの415番と51ページの523番、ちょっと賃借料が高いようですが、どういう内訳か分かりますでしょうか。

議 長 この賃借料っていうのは、もう相対で決めるけんですね。そこいらはちょっとあんまりこちらのほうからは、その言えないですね。

農業委員 それがハウスの場合は。

議 長 うん。ハウスがあるっていうとかですね、何かそういったところも考えなかったら、その部分があるっちゃないかなという。

農業委員 だけん、これ、415番のはガラス温室のトマト栽培だね。

農業委員 どこですか。

農業委員 415番の [REDACTED]。あの、ガラス温室でトマト栽培。

農業委員 ああ、そうですね。はい。だから、その範囲にしています。

農業委員 ハウスじゃなかろう。

議 長 そういったことで高いんじゃないかなというふうに考えます。

農業委員 ハウスが高いけんさ、賃借料も上がるとですよ。ハウスも建っとったら。

議 長 事務局。

事務局 415番の分についてはですね、ちょっと桁が多分、間違ってるんじゃないかと。あの、一桁落としていただいて、12万だと思います。ちょっとあの、後ほど確認はしますが。ちょっとべらぼうに大きいので、ちょっと確認しますが、これも12万だと思います。

農業委員 これ、すみません。415番、12万ってということですよ。この120万が12万ってことですか。

事務局 じゃなかろうかと思います。

農業委員 結構ですね、価格を高く言われてましたもんね。ちょっと立ち話で。前、そういう方が貸しとんしゃって言いよった。その前解約して、ハウス建てられた。だけん、もしかしたら……。

議 長 30万弱っていう値段のことだけん、やっぱり……。

農業委員 結構値段も高くしてありましたもんね。

事務局 一応、415番の賃料につきましては、ちょっと確認をします。はい。以上です。

議 長 そこいらはあの、賃借料が高いの低いのはですね、ちょっと相対でありますので、まあ農業委員会としてはちょっとあんまり言えないというような立場ですので、そこいらよろしく願いいたします。
確認するまで審議は中断。

事務局 はい。もう確認しました。

議 長 それでは、ほかに質問、意見がありましたらお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長 ないようでしたら、採決に移ります。
農地利用集積計画につきまして、これで認定するという方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
議 長	全員です。
議 長	それでは、次行きます。事務局。
事務局	議案書の122ページをお願いいたします。 議案第146号「糸島市農用地利用集積計画の審議について」。所有権 移転になります。提案とさせていただきます。 番号1番。 【議案書に基づき読み上げて報告】
事務局	続きまして2番。 【議案書に基づき読み上げて報告】
事務局	番号3番。 【議案書に基づき読み上げて報告】
事務局	番号4番。 【議案書に基づき読み上げて報告】
事務局	以上です。
議 長	ただいま、事務局のほうより説明がありました。これにつきまして、質 問、意見ありましたらお願いいたします。 (質問、意見なし)
議 長	なかったら採決に移ります。 利用集積計画の所有権移転の決定について、認定相当と思われる方の挙 手をお願いいたします。 (全員挙手)

議 長	全員です。
議 長	以上で全ての議案が終了しました。 その他のほうに移ります。事務局。
事務局	その他の項に移ります。まず、(1)糸島市地域計画検討会委員の選出についてということで、農業振興課のほうから選出依頼が来ております。この検討会の委員につきましては、今まで糸島市人・農地プランの検討会として組織があったわけですけれども、今回、人・農地プランから地域計画への移行といえますか、する関係で、今までありました糸島市人・農地プラン検討会が廃止となります。 それに替わる地域計画の検討会の委員選出を1名お願いしたいということで、依頼が来ております。 以上です。
議 長	ただいま、1名を選出せよということで、立候補される方はいらっしゃいませんか。 (発言する者あり)
農業委員	そのメンバーは。
事務局	一応、農業振興課のほうからは、まあちょっとあれなんですけど、人・農地プランに今まで松尾委員に入っていたとったですね。で、今回もその人・農地プランの検討会としてはもう廃止するので、まあ結局、議案にもつけてますけど、まあとにかく1名を選出いただきたい。なおかつ、国の方針があつて3割以上女性委員にしてほしいということで、まあその実際にこういうふうなことの検討をしますっていうところまではちょっとまだ来てない、詳しくは聞いてないんですけど。
議 長	今までは宗委員がなつとったの。
事務局	いや、松尾委員です。
議 長	あつ、松尾委員がなつとったの。

農業委員 コロナで会議はあまりなかったんです。

事務局 あってないです。4年中に1回ぐらいあった感じですね。

農業委員 今年になってはあったんですが、もう本当に少ないなって。もうでも立ち上がったから。

議長 女性ば、なら上げれっていうふうに。

事務局 ていうことで御配慮お願いしますって。

議長 配慮おねがいしますって……松尾さん……松尾委員が一番いいかなと。

(発言する者あり)

事務局 一応、会議は年4回の予定ということで。

農業委員 まあどういふことがあるかというのは、まだ分からない。

事務局 そうですね。具体的にこういったところの検討をお願いしますとかまではまだ来てない状態ですね。

事務局 今日、後で、地域計画の担当の係が来るようになってます。そのときに聞きましょう。一緒に。

議長 じゃあ、すみませんけれども、松尾委員。また続けて、大変だとは思いますがけれども。これはあれですか、あの農業委員会も一緒に作成しなさいということですので。今のところ農業委員を代表してよろしく願いいたします。

農業委員 分かりました。

議長 それでは、次。

事務局 (2)の非農地証明願の発行状況の報告ですけれども。5月中に出ました案件としましては、全部で6件出ております。その中のほとんどが、結果もう認定、非農地相当ということで証明書の発行を行っておりますが、二丈松国の案件については、まあ以前も出た案件にはなるんですけど、さほど状況も変わっていないということでまだ農地性が残っているという

ことで非認定というふうな取り扱いをしているという状況ですね。

以上、報告します。

議長

はい。

農業委員

今は各農家にさ、非農地にしませんかっちゅうか、そういうふうな問合せが文書で来ようらしいったい。それとこれとの関係はどげん、その、所管が違ふとかい。どうなっとうとかいな。問合せも何、市役所のあるかもしれんけど農業委員に言われても分からんかった。

事務局

一応、今回の、今、報告した分は、個別で非農地証明願ということで個人さんが申請を出して、判断をした分の報告になるんですけど、今、個別に結局、うちのほうから発送している文書については、昨年の利用状況調査で、もう非農地として判断がなされた分、ちょっと先月ぐらいになりますかね、令和4年度の非農地判断というところで、審議いただいた内容について、一応、発送をしております。

中にはその、よくうちのほうにも連絡がある分については、もう実際にやってるけど、この通知は何なんっていう御連絡をもう多数いただいておりますので、そういった部分についてはもう連絡をいただいたので、うちの台帳上もそのままに残しますし、もう結局、非農地という判断からも除外する形でうちのほうも取扱いはさせていただきます。

結局、毎年、利用状況調査を行った結果で、非農地としての判断、農業委員会としての判断があった分については、もう地権者に対してその通知をしなさいということの国の方針に基づいて通知は送ってるんですけど、まあちょっと極論な内容でちょっと、文面も国が示してるもので送ってはいるんですけど、ちょっと極論過ぎる内容だったので、かなりお叱りを受けてるという状況はあります。

議長

これは4月のときに利用状況調査をした結果に基づいて、この前の分でお知らせするというようなことでしております。まあ、そういったことで、もしその、畑なり何なり、耕作してますよという、その電話があったということは、そのときにどっか地番か何かを間違えて非農地とB判断をされたのかなというふうには考えますけれども。

今度、今日の推進委員会でも今年度の利用状況調査の依頼といたしますか、その説明もあります。そういったところで、今度の調査も十分に見ていただいて判断をしていただきますようによろしくお願ひしたいなというふうに思います。

以上で、次のあれ。A班の。

事務局	農地対策のほうの。
議長	農地対策A班の報告をお願いします。
農業委員	<p>農地対策A班の年次報告をいたします。</p> <p>5月23日現地調査を行っております。</p> <p>私なりに原稿を書き寄せてきたんですが、今回は右端にわっと書いてもらっていただきますので、それを読み上げさせていただきます。</p> <p>番号1番の有田の野球場の件ですが、指導内容として、山林と農地の境にロープを張って、山林部分のみを使用して野球の練習をしているという話を聞きましたけど、現地では、その気配は見られませんでした。</p> <p>一体利用をされており、境界も不明でした。</p> <p>区域の規模が広いので、県水田農業振興課に現地の写真等を送り、情報提供を行い、指導を仰ぐことにしております。</p> <p>番号2番、末永の分です。地元の農業者より、耕作がされていないので、指導をできないかというような通報があったそうです。それで見に行きましたら、法人の定期の報告がなされていないということで、また、ハウスの堀ですかね、堀も破れて奥の田んぼも放置状態、全然、耕作がされていない状態でした。</p> <p>営農計画とおりに作付するように適正管理を行い、周辺農地に影響が出ないように管理するように通知を出すようにしております。</p> <p>3番、飯原の件ですが、耕作状況の確認を行ってほしい旨の要請ということです。サボウズのところの農業倉庫を建てたいので、営農確認書が必要ということなので、見に行ったら、耕作ういか、畝先にマルチも張って、一部、ナスとかピーマンの定植もされておりましたので、耕作確認ができたということで、証明書を発行するようにしております。</p> <p>続きまして、4番、上深江の件ですが、転用許可を令和3年の12月に資材置き場に転用許可申請をされておりましたが、ちょっとずっと工事されてなくて、更地になって造成工事がされ始めたということでしたので、工事業者と現地で話しまして、進捗状況報告を提出するように、工事関係者としか会えなかったんですが、伝えてもらうようにしております。</p> <p>5番、泊の分ですが、糸島ハムの奥の部分ですが、農地の他用途利用（建築物）敷地に砂利を敷いて、駐車場としてということで。建築物は、集会場としても使われているようなことを聞いております。これも手紙を出すようにしております。</p> <p>6番目、志摩馬場の分ですが、近隣の方からの連絡がありまして、過去に競売によって、農地転用を目的として取得されて、資材置き場にするということで取得されておりましたが、農地転用の進捗状況の完了報告が未提出だということで見に行きました。</p>

現地は、違法建築というか、もう勝手に小屋を建てて、その上にトタンを載せただけみたいな小屋がありまして、近隣の方とちょっとお話ししたんですが、風で飛んでくるんじゃないかというふうな不安がられておりましたし。また、建築廃材等が地面に広がっておりましたので、早急に完了報告書と指導をするようにしております。

以上です。

議 長

続きまして、農政対策委員会の報告をお願いします。

農業委員

農政対策委員会から報告いたします。

5月18日に行ったんですけども、今日の最適化推進会議もありますので、これを含めて、地域計画の方4名と、推進委員さん代表3名の方を来ていただきまして、一緒に農政対策会議を行っております。

まず1番目は視察研修ですけども、前年度からずっと決まらなかったんです。やっと、今度7月27日に八女郡広川町の株式会社オーレックというところに行き先は決まっております。この件につきましては、資料がありますので、また後で事務局のほうから説明はしていただきたいと思っておりますけども、こちらのほうは御覧ください。

それから、これから後の最適化推進会議ですけども、地域計画について、利用状況調査についての説明をしていただくようにしております。

それから、その他ですけども、先ほど、新規就農者のことで本当に案件が増えておりまして、それをどうするかというところでちょっと話をしておりましたけども、一応、家庭菜園、10アール未満の方については、もう現地確認を、面談ですね、面談を行わないというところで決めております。

それから、今回、追加で、先ほど事務局が言われましたように、農業大学校を出られた方とか、技術習得をされた方についても、ただ、現地調査というか、面談はもう行わないというような形で進めていこうかなというふうに決めております。

これまた事務局のほうからちょっと説明していただきますと助かります。

この後、また推進会議ありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございます。農業経営改善計画の認定者の一覧ということで、事務局、これは見とってくださいということね。

事務局

そうですね。一応、議案書の138ページ、139ページに更新分を一覧載せてますので、後ほど御参照いただければということです。

議 長 それでは、今後の日程ということで、事務局。

事務局 今後の日程についてはですね、1 ページ目の総会の次第の下段部分に載せてますけども、来月の17回の総会の日程。それから、今月末の第3調査部会、それから、来週の金曜日、6月16日に農政対策委員会というふうにしておるんですけども、まあ実質ちょっと検討事項が今のところ発生してないので、この分は委員会としてはまあなしにはするんですが、ちょっと広報委員会がありますので遅い時間からの開催をさせていただこうと思っています。

また、対象の委員さんのほうにはFAXを流させていただきますので、よろしく願いいたします。

それから、農地対策委員会のB班につきましては、6月19日の月曜日、このときに先ほど、新規就農者の面談の関係、できていない2組については、このときに現地調査、それから面談を行うというふうに、もう先方のほうとも調整を図っておりますので、それではよろしく願いしたいと思っております。

それから、6月27日が非農地の調査ということで、また出てきたらFAX、該当地区の委員さんのほうには送らせていただきます。

以上です。

議 長 それでは、その他のその他で何かありませんか。皆さんから。奥委員。

農業委員 農業者年金の件ですが、7日の日に特別意見交換会が糸島市でありまして、その件につきましては、また農政対策の中で話し合って、10月、12月の特別推進のときにその内容辺りも話をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

議 長 ……持ってるかな。

農業委員 あっ。

議 長 あれから……。

事務局 それはもう、特別にして、あの、特にしてもらいたいんですが、あの、まああの、今のところまだ少ないということなんで、ええ、まあ会議のほうはですね、農業者年金基金のほうからと、中央会と、JA糸島、それと糸島市の農業委員会とついてもらって。

やっぱりどっこも少ないということで、若い人と女性の農業者は特に

願いますっていうことで、実際指定になってますんで、まあよろしくお願いいたします。

農業委員 直近の実績か何かは分かるの。

事務局 昨年が4人ですね。新規加入者が4人でした。

農業委員 特にあのまあ、何年前ですかね、結構、昔のその話が出てきたんですけど、今、何でこんなに少ないんですかっていう。

ここは違うんですけど、まああの、なるべく地域の方に、こういう年金がありますっていうことを知らせてもらうようにっていうことで話が来ますので、皆さんに通知ができるようによろしくお願いいたします。

議 長 あのときは皆さんにもう一生懸命頼んだもんやき、今はおらんごとなって入る人の。古家委員。

農業委員 8番、古家です。その他ですけど、農地を買いたいと、取得したいという方、新規とかでおられて、そういう情報というのは、どなた、どんなふうに。事務局のほうにはそういう農地か、何かそういうやりたいという方の名簿とかあるんですかね。それちょっと教えていただきたいんですけど。

議 長 事務局。これが。

事務局 事務局のほうで、地権、あくまで地権者の御意向といいますか、という形で農地の一応、貸借バンクっていう形で、農地をどなたかに紹介してもらっていいですよということの申出をいただくようにしてるんですけど、その台帳というのは備えつけてます。

その中で、中にはもう、あくまでも貸し借りメインでは考えるんですけど、中にはもう売却も考えたいという方もいらっしゃるんで、その受付をするときにそういうふうな御意向があれば、もう売却をしたいっていうふうに内容を書き換えてもらうんですけど。

基本的には、その、お預かりした農地についてのやり取りというか、貸し借りをどうするのかとか、その辺はもう直接借りたい方、または購入したい方と、あと地権者の方とも直接話をしてくださいと。

農業委員 ああ、もう間に入らないわけですね。

事務局 はい。もう間には事務局入りませんよっていうことはもう重々申し上げ

て。

農業委員 じゃあ、農業委員も入らないということですね。

事務局 まあ最終的にお互いでの取りまとめがあれば、その3条なり何なりって多分出てくると思うんで、そのときに。

農業委員 そのときに入る。

事務局 はい。入る形にはなる。まあ説明を受けられるという状態にはなると思いますけど。

農業委員 そうすると、それは誰でも閲覧できるんですか。行って、事務局行って。

事務局 できます。はい。一応。

農業委員 閲覧できる。ああ……閲覧できる……。

事務局 一応、閲覧申出書というのを出していただいて、そこで台帳見ていただくという形は取ってます。

農業委員 ああ、分かりました。

議 長 ほかに何かありましたら。山北委員。

農業委員 タブレットを使い回しができるようになるって聞いてたんですけど、その状況は今、どんなふうになってるんでしょうか。

事務局 タブレットについてはですね、もう既に購入はしておいて、現物はあります。ただ、その設定がですね、なかなかちょっと複雑で、まあちょっと併せてうちの台帳の整理とかも行ってるんですけど、結局、タブレットと、その大元になる、そのいわゆる農家台帳の整備で、その農家台帳の中にタブレットを1台ずつ装着もして、何かいろいろ設定がややこしいので、今、進めてはいるんですけど、なかなかちょっと追いつけてない。

あと、結局、現地調査に、まあ今回の利用状況調査から使っていただくというていで進めてたんですけど、もういろいろと途中、途中で、こういう設定が必要、ああいう設定が必要って、もうどんどんどんどん、何か情報が入ってきてですね、ちょっと大変申し訳ないんですけど、今回、ま

あ後の推進会議でもお話ししようと思ってたんですけど、ちょっと今回までは昨年と同じような形での地図での現地調査をお願いしたいというふうに思ってます。すみません。遅くなって申し訳ないです。

農業委員

外部に委託することはできんとね。金がかかるんですか。

農業委員

専門業者はどこか、詳しかのと。

事務局

ああ、その、タブレットに関して。

農業委員

事務しながらこればっかしかかるわけじゃないやろ。

事務局

うん。まあまあ。ただ、なかなかその外部委託というのを、自体をちょっと聞いたことがないですよ。どこもやっぱりそれぞれでやってるみたいなんで。

農業委員

その件についてまた、今日、推進会議の中でもちょっと説明してください。質問があると思うので。

農業委員

その市のシステムと、その国のシステムが違うっていうのは最初に言ったんやからな。

事務局

結局、その、国がそのシステムに移行するんですけど、その過程で結局、今、使ってるシステムから全く別のシステムに移さないといけない。そこで、もううちのほうのシステムのまず、体裁を整えないといけないところもあるし、移したら移したで、その国のほうのシステムでのまた個別に設定っていうのがある。そのタブレットの台数分、全部必要になって。

また、それぞれにまた昔で言うソフトというか、アプリというか、を全部入れてもらわないといけない。だから、その農業会議とかが推奨してる内容が、簡単ですよっていうところが全然簡単じゃないよねって。蓋を開けたらですね。

議 長

いや、相当前もあのとね、ねえ、福岡市の事務局が、えっ、糸島のほう買われたんですか、使われるんですかいうて。全然って。

農業委員

福岡市は使いよるの。もう使いよるとかいな。どげんかいな。

農業委員

そんな感じで話ありましたよね。

農業委員 ねえ。■■■■■は使いよると言ったでしょう。

議 長 使いよるっていうことは、もう……。

農業委員 まあ、まあ、俺たちは……。

議 長 まあ早急にやるというふうなことで、まあ勘弁してください。今回までは、今回までは地図のほうで利用調査をお願いしますということで、よろしくをお願いします。

 ほかに何かありませんか。中原委員。

農業委員 先ほど、非農地の件ですけど、確認ですけども、B判定の分については、もう個人の方に通知を送ってありますよね。あれはその農家台帳から農地台帳から外すということでもいいんでしょうか。違うということですか。

事務局 農家台帳からは外します。

農業委員 外すということですね。

事務局 はい。で、あとはその、登記地目を変えてくださいとかっていうことも書いてるんですけど、それはもう強制ではないです。結局もう、費用も時間もかかることなので、個人さんの負担になるようなことであれば、もう何もされなくても結構です。

農業委員 分かりました。

議 長 ほかに何かありませんでしょうか。丸山委員。

副会長 すみません。今、先ほど、そのB判定されたところにはその通知行くんですけど、近所の方がそれをね、何でされるとねって、その何ていうんですかね、昨日もちょっと言われたんですけど、その農地っていうか、もうその何かちょっと雑種地になってると思うんです。そこは昔、農地やったっていうのにこう、そこに建物とか、何かいろいろされてるから、そこら辺はどうなっとうとねとかっていうことをこう尋ねられる人がおるとですな、やっぱり、近所で。

 だから、そこら辺の説明がね、なかなかやっぱりちょっと難しいかなと思って、ちょっと、あの人は農地やったとに何であの人だけとか、だけん

建てられよんのなとかっていうことはちょっとあつてですね、ちょっとそれ、ちょっとそこら辺、ちょっと分からなくて、すみません。あの、何かいろいろ言われるからですね。

議長　　そもそもあれやろ、違反転用やろ。

副会長　　そうです。それがもうずっと認められて、非農地になってるのに。

議長　　認めませんということと言っといていただいて。

副会長　　だから、いろいろとそこら辺のこといろいろあつてですね、ちょっと何か、えっと、何かちょっとどうしようかなと思って。

議長　　まあそういうふうなところがあるなら、もうやっぱりそれは転用だからもうそういったところがあるけん、農地対策で見てくださいということでもた、こうして指導するというふうな格好で持っていかなもうしょうなかです。

うちのもこげえなつとるばつてんが、その近所の人が、これよかとなつて、何で許可するとやっていいよんしゃつて。

副会長　　ほんとやね……出てくるということね。

議長　　そういったそこら辺が、どうしてもその。

副会長　　聞かんって人がおるっちゃけんね……。

議長　　聞かん人は聞かんとばつてんが、もう最終的には県に言って強制指導をしてもらおうというふうなことばつんが、県はどうなるとですたいな。

副会長　　分かりました。

農業委員　　非農地の関連してやけど、通知が来たけん、非農地でいいばつてん、非農地でなくなつたら、今度は地目は雑種地にするんか。それ雑種地になつたら、前会長に電話して聞いたとやけど、税法上宅地並みに課税になるとやとば。そこ辺りもさ、ねえ、我々も非農地やけん、もう雑種地にしますつて簡単に、宅地並みになつたらさ、やばいなと思って、これ。

事務局　　ただ、その地目の認定についてはですね、もう法務局の。

農業委員 法務局、最終的には法務局が絡むんじゃないけえ。

事務局 法務局が認定なので、もううちのほうは結局、もう、ある意味もう農地じゃないっていう判定しただけなので、その雑種地になるのか、原野になるのか、山林になるのか、その辺の認定は多分、登記官のほうの判断になってくるので。こうなりますっていうことは、多分、言えないと思うんです。

農業委員 うん。それは、法務局が判断するところから知っとうけどさ。だから、その何ていうと、私たちからも雑種地にしなっせって言うたばっかし、税金が高くなったやないって言われる可能性はあるってことやね。

議長 雑種地になればですね。これは大体その現地調査では山林になつとるけんB判定にしとうとやけん、それをその、出しとう、あの手紙で出して、あれしとうけん、大体、どの状況でも山林は山林じゃないかって、雑種地には恐らくならないんじゃないかなという気はします。

農業委員 今度、聞かれたところやったら、家の後ろに田んぼのあるけん言うた、そこにハウス建てて、農業機械倉庫にした。それば、今度言われた、非農地やないかって言われたけん、もうそれは雑種地にしろって言うたとばってんさ。その、雑種地になったらもう税金高くなるけんそこまで簡単に言うもんじゃねえな思ってから。

事務局 一応、前回ですね、その570筆を非農地判定して、300人ぐらいの人に文書を送ってるんです。おたくがお持ちのこの土地は、農地じゃないと判断してますと。

で、ほぼほぼ山林化なんですけど、一部、宅地の一部になってたりとか、農地と農地の間の道路、防風林になってるとか。ちょっと出すのにふさわしくないともいっぱいあったんですけど、それもまとめて出してしまってるんですけど。

課税は地目が当然関係はしてくると思うんですけど、現況課税されてくる。

農業委員 そうですね。

事務局 はい。なので、地目関わらず課税は、現況が変わらなければこの課税変わらないとは思いますが。

で、雑種地ってですね、法務局が雑種地って簡単に登記認めないんです。で、建物が建ってるなら宅地、山林化してれば山林なんですけど、更

地のところは更地だから雑種地っていうふうな地目変更って基本認めない。農地転用でもよくありますけど、駐車場とか資材置き場って、資材とか車がなければ更地じゃないですか。で、そのまんま持って行って地目変更してくださいって言うても、法務局は応じないんですよ。そこはもう、実際に車が、区画線が引かれているとか、建築資材が置いてあるそこまでしてやっと地目変更で認めるぐらいですよ。

だから、もう要は現況次第です。はい。もう通知があるから、雑種地になりますよっていうものでもないんですね。

農業委員 逆にですね、その山林化したB判定を再生しましたということであれば申出があると、経営面積が減るっていうことですね。

事務局 そうです、そうです。

農業委員 そういうことですよ。

事務局 はい。

農業委員 そのまんまということ、そのB判定のままやったら、もうそれで確実に減らされるって、経営面積は減らされるのであれですけども、もし、再生した場合はちゃんと直しましたということをやるとかんと自分の経営面積は減るっていうことですよ。

事務局 もともとですね、耕作証明で、農地でありながら山林化してるものっていうのは、うちって、不耕作か何かで多分、出てきてるんじゃないかなと思うんですけど。

で、今回、非農地判定すると、もうそこからもう落ちるっていうことになります。ただ、もうそこでやっぱり再生してでもやりたいっていうことであれば、再生した後に、もう一度、農業委員会も見に行つて、また農地になってるなってなれば、もう一度、農家台帳に登載して、耕作面積に反映されるっていうのはできます。

議長 よろしいですか。ほかに何かありましたら。古家委員。

農業委員 今回4月にいっぱいB判定出されてると思うんですけども、その部分についてですね、各農業委員さんに情報いただけとったほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

私も、問合せあったけど、何を出されたのかが把握できてなかったのので、農業委員会のほうに出してください、問い合わせてくださいっていう

回答しかできなかったの。そこら辺、誰々にB判定の部分については、こういう文書送ってますよっていうのを、改めて、前もって知っておけばですね、電話での問合せとかでもこうやって、こちらのほうで回答できるかと思うので、その分こちらのほうの負担が減るかなと思うんですが。

事務局 基本的には、もう事務局に振っていただいたほうがいいと思います。農業委員さんが回答されるのはちょっとあの、農業委員さんに責任を取らせられるかもしれないので、事務局に振っていただいたほうがいいと思います。

議長 この非農地証明、非農地の部分を出しますよというのは、この4月の総会で言うとうけんですね。だけん、まあそこいらは後の部分については、もうこう、その非農地でこう出とる分が来とうとやけん、後のことをどうのこうの言うとなら、もうやっぱ事務局に言ってくださいというふうに持っていかれたほうがいいかなというふうには思います。

事務局 文書はこういう文書出してますよっていうのは、お渡しして大丈夫ですけど、誰に出してますよっていうのは、ちょっとやっぱなかなかですね、個人情報とかもあるので。

議長 もう何百人いうて出したけんですね、それをその各校区なり、そのそれに仕分けしてやれっていうのは、またその時間がありませんので。

事務局 そちらはですね、5月総会、5月総会の60ページからずらっと載ってるんで、5月総会の議案書見ていただければ、どの地区にどれぐらいあるっていうのは分かります。

議長 そういうことでよろしくお願いします。
ほかに何かありましたら。

(質問、意見なし)

議長 なければ閉会に移りたいと思います。

事務局 それでは、閉会の挨拶を丸山副会長のほうにお願いいたします。

副会長 本日は慎重審議ありがとうございました。
やっぱり、審議というか、その他にはいろいろ意見がたくさん出て、まああれなんですけども。

この後、また推進会議がありますし、いろんな意見とか皆さん、聞いて、次の地域計画を立てたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これをもちまして、第16回糸島市農業委員会総会を終了いたします。

令和5年6月9日

議長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

7 番 松 尾 幸 子

16 番 濱 地 則 夫

